

北朝鮮の核実験に断固抗議する決議

我が国は、広島、長崎への原爆投下による被ばくを経験した国として全世界に向けて核兵器の廃絶を求めるとともに核軍縮や核実験全面禁止への努力を積み重ねてきた。

それは我が国が、世界で唯一、核兵器の恐ろしさを体験し想像を絶する悲惨なものであることを誰よりも知っているからである。

このことから昭和 59 年 3 月 19 日、当時の野々市町民は核兵器の廃絶と平和を維持するために全町一体となって「平和都市」を宣言した。

以来、私たちは国会で議決された非核三原則を堅持することを誓うとともに、限りなく平和で繁栄することを願う市民憲章の理念と日本国憲法の精神に基づいて、平和で住みよい郷土づくりに努力し続けてきた。

しかし、これらの努力を重ねてきたにもかかわらず、北朝鮮が平成 21 年同様ミサイル発射に引き続き、再び核実験を強行したことは誠に遺憾である。

このことは、我が国のみならず東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、これは核兵器不拡散体制に対する重大な挑戦である。

また、先般 1 月 22 日に全会一致で採択された安保理決議 2087 号をはじめとする一連の国連安保理決議に明確に違反するものであるとともに、日朝平壤宣言や平成 17 年 9 月の六者会合共同声明にも違反するものである。

よって野々市市議会は、北朝鮮による核実験に対して厳重な抗議の意思を表わし断固たる非難をするとともに、北朝鮮が核実験を完全に断念し、今後とも安保理決議に違反する行為を行わないこと及び六者会合共同声明を守ることを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 25 年 3 月 4 日

石川県野々市市議会